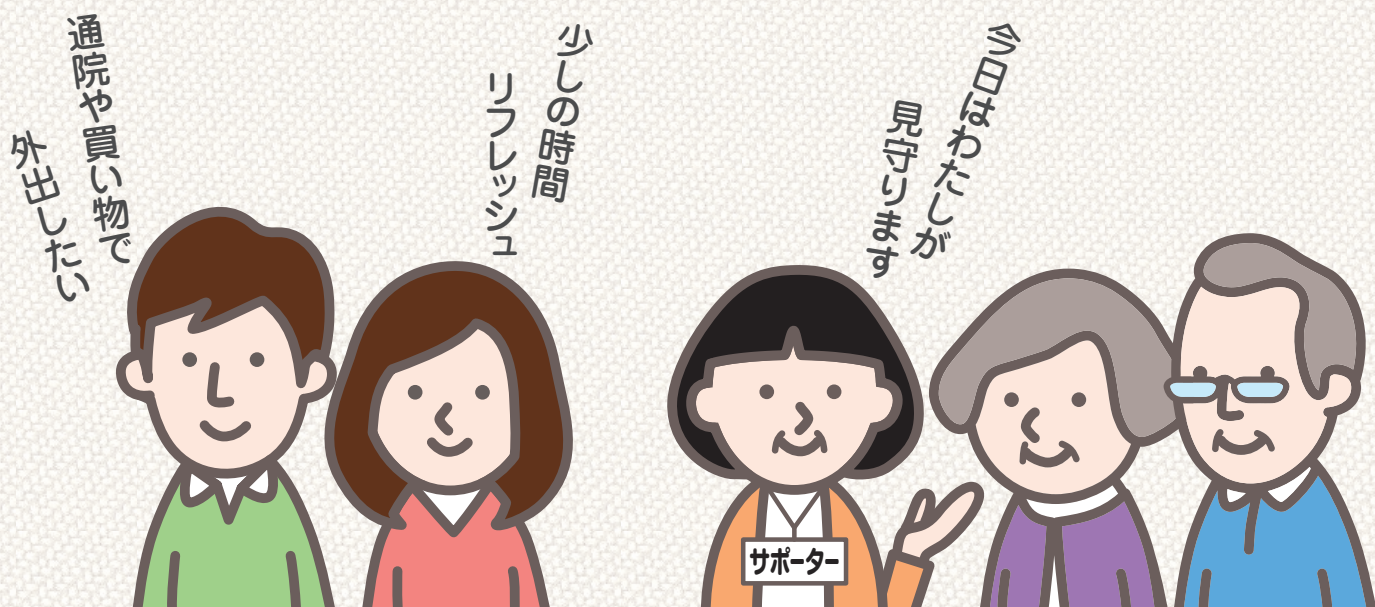


高齢者見守りサポーターを利用されませんか？

認知症高齢者等に関する 知識を持つサポーターが お宅へ訪問し高齢者の 見守りや話し相手をします



利用
対象者

- 認知症等により見守りが必要な高齢者と同居し介護している家族
- 一人暮らしで認知症等により見守りが必要な高齢者
(40才以上の初老期における認知症により、要支援・要介護と認定された人も含みます。)

利用
時間

- 午前9時から午後8時までの間
- 1日の利用につき、原則6時間以内

利用
内容

見守り・話し相手

- 利用者宅での見守りと話し相手となります
- 食事・トイレの介助や外出、身体介護などは
できません

利用
料金

- 1時間30分あたり 500円
- サポーターの交通費実費

申込

- 門司区・小倉北区・若松区
➡ 各地域包括支援センター
小倉南区・八幡西区・八幡東区・戸畑区
➡ 各区役所 高齢者・障害者相談係
※訪問調査による登録後の利用開始になります

ふれあいネットワーク

詳しくは、こちらまで

TEL.093-873-1296 FAX.093-873-1351

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた8階

お問合せ

北九州市社会福祉協議会
生活支援部 生活福祉課

申込みから 利用開始までの流れ



申込み

窓口でお申込み

各区役所保健福祉課 高齢者・障害者相談係
または地域包括支援センターで申込みができます。
(チラシ表面に記載の申込先)
申込みは本人のほか、家族、ケアマネジャーなどの
代理申請も可能です。

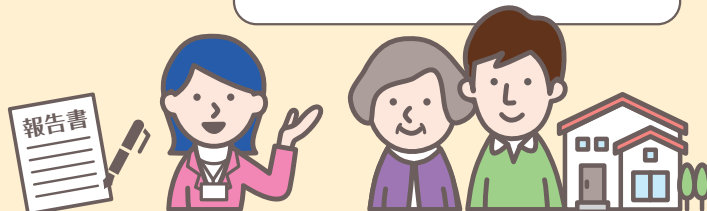
審査 決定

市社協職員がご自宅へ

北九州市社会福祉協議会から
ご自宅へ訪問調査に伺います。

どんな事が聞かれるの？

- 家族構成
- 趣味や性格
- 健康状態
- 注意すべき点…等



利用 開始

サポーターとお顔合わせ

審査の結果、利用できる方は
「利用決定通知書」が区役所から届き、
見守りサポーターとお顔合わせをして、
利用開始です。



Q&A



Q1 主にどんな方が
利用されているの？

A1 認知症等により見守りが必要な高齢者を
在宅で介護されているご家族が、通院や
買い物などで外出したい時などにご利用
されています。

Q2 食事の介助やトイレの介助、
買い物の付き添いなどはできるの？

A2 出来ません。
見守りと話し相手のみです。

Q3 どんなサポーターさんに
来てもらえるの？

A3 認知症等に知識がある、養成研修を受けた
ボランティア精神のある方々です。

Q4 介護認定を受けていなくても
利用できますか？

A4 はい、65歳以上の高齢者なら介護認定を
受けていなくてもご利用頂けます。

Q5 他にも聞きたいことが
あるんだけど…。

A5 その他ご質問がございましたら、お気軽に
☎873-1296までお問合せ下さい。

利用者の 声

仕事から帰宅するまでの間、
サポーターさんがいてくれて助かります。
お話し相手がいらなく、聞くこともぎみなので、
サポーターさんに来てもらうのがいいです。
何かあった時のお守りがなり、
登録しておくだけでも安心です。

